

事例番号:290149

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 24 週- 胎児発育不全

妊娠 26 週 妊娠糖尿病の診断

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 30 週 4 日

10:00 妊娠糖尿病の精密検査、自己血糖測定、インスリン自己注射指導目的で
搬送元分娩機関内科に入院

4) 分娩経過

妊娠 30 週 5 日

10:30 基線細変動消失を伴う反復する遅発一過性徐脈が出現

11:20 当該分娩機関に胎児発育不全のため母体搬送

13:36 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎(stage2)、臍帯炎
(stage2)、胎盤重量 225g

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 5 日

(2) 出生時体重:1096g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.17、PCO₂ 63.9mmHg、PO₂ 4.9mmHg、HCO₃⁻ 22.4mmol/L
BE -7.2mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 4 点、生後 5 分 5 点

- (5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）、気管挿管
- (6) 診断等：
出生当日 早産児、極低出生体重児、呼吸窮迫症候群Ⅲ度
- (7) 頭部画像所見：
出生当日 頭部超音波断層法で PVE（脳室周囲高エコー域）Ⅱ-Ⅲ度
生後 55 日 頭部 MRI で cystic PVL の診断

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分：病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師：産科医 2 名、内科医 1 名
看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 4 名、准看護師 1 名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分：病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師：産科医 3 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ：看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩前に生じた胎児の脳の慢性的な低酸素による中枢神経障害であると考える。
- (2) 胎児の脳の慢性的な低酸素の原因は、胎盤機能不全の可能性が高い。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺の発症に関与した可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における FGR（胎児発育不全）の管理についての医学的妥当性には賛否両論がある。
- (2) 搬送元分娩機関におけるその他の妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における入院中の血糖コントロールは一般的である。
- (2) 当該分娩機関において、母体搬送による入院後、胎児機能不全の診断で帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 帝王切開決定から1時間50分で児を娩出したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)および当該分娩機関 NICU 管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

胎児発育不全に関する外来での評価とその対応について、産婦人科内での管理指針を明確にすることが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例発生後に妊娠糖尿病(GDM)で総合診療科に入院となった妊産婦への対応について検討されたことを今後も引き続き実践することが望まれる。

【解説】内科入院時に妊産婦が胎動減少感を訴えていた状況で、産婦人科へその情報が伝達されたのは翌日であった。産科救急に関連する事項については、産婦人科と内科の医師および看護師・助産師等のスタッフ間で協議し、情報の共有とその対応について確認すべきである。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 絨毛膜羊膜炎および胎児の感染症や高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に関係すると考えられているが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断法、治療法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推進することが望まれる。
- イ. 入院前(陣痛開始前)に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

入院前(陣痛開始前)に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。